

景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設として指定した公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項について、次のとおり定めます。

景観重要道路：〈東西軸（中央通り及び東西通り）〉

【整備の方針】

- ・（中央通り）人々の活動や交流に配慮した親しみやすい道路空間の形成に努めます。
- ・（東西通り）うるおいと落ち着きある雰囲気を形成するにふさわしい、洗練された道路空間の形成に努めます。

【整備に関する事項】

- ・道路の付属物（防護柵、街路灯、標識、その他工作物）は集約化に努めるとともに、周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。
- ・誰もが安心して通行できる歩行空間のユニバーサルデザインに努めます。
- ・良好な景観の形成やゆとりある空間の創出のため無電柱化を推進します。
- ・舗装や街路樹等の道路の付属物は維持管理のしやすさに配慮しつつ、良好な景観の維持に努めます。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により整備するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③日常管理又は部分補修に関するもの
- ④地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ⑤その他市長が認めるもの

景観重要公共施設の占用等の許可の基準

景観重要公共施設として指定した公共施設における占用等の許可の基準について、次のとおり定めます。

景観重要道路：〈東西軸（中央通り及び東西通り）〉

【許可の対象】

バス停留所や電線共同溝地上機器等の工作物（道路法第32条第1項又は第3項）

【許可の基準】

バス停留所の上屋、電線共同溝地上機器等は周辺の景観と調和した統一感のある色彩やデザインとします。

※適用除外項目

- ①法令等の規定により設置するもの
- ②安全上又は緊急上やむを得ないもの
- ③地中への埋設その他の周辺の景観に影響を与えないもの
- ④工事や催物等のために一時的に設置するもの
- ⑤新たに景観重要公共施設を指定する景観計画の変更の施行日において当該指定内で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（施行日前の外観から変更が行われていないものに限る。）
- ⑥その他市長が認めるもの